

国立市契約制度の概要

1. 競争性や透明性を確保するための制度

市が契約の相手方を決定するには、原則として、「制限付き一般競争入札・指名競争入札・見積競争」の価格競争による方法をとっています。これらの方法はそれぞれメリット・デメリットがあるため、契約の種類や価格によって、より公正で競争性のある適切な方法を選択し、契約の適正化に努めています。

主な契約の種類	価 格	契 約 方 法
工事請負契約	9,000 万円以上	制限付き一般競争入札
	130 万円以上 9,000 万円未満	指名競争入札
	130 万円未満	見積競争
委託契約	50 万円以上	指名競争入札
	50 万円未満	見積競争
物品購入契約	80 万円以上	指名競争入札
	80 万円未満	見積競争
賃貸借契約	40 万円以上	指名競争入札
	40 万円未満	見積競争

- ・制限付き一般競争入札・・・公告により広く入札参加者を募り、入札を実施する方法です。入札参加者が多く、競争性が高まり、より透明性の高い契約方法です。国立市では、契約の履行を確保するため、地域要件や経審点数など入札参加資格に制限を設けています。また、平成19年7月より対象となる工事価格を1億5,000万円から9,000万円へと引き下げることによって、実施の拡大を図っています。

なお、令和2年4月以降に発注を行う総合評価方式により発注を行う工事については、原則として制限付き一般競争入札の対象とします。
- ・指名競争入札・・・・・・一般競争入札では、手続きに時間がかかり、効率的な市政運営に支障が出るおそれがあるため、比較的価格の低い契約については、入札参加者を指名する方法により入札を実施します。なお、過去の履行実績などにより良好な履行のできる相手方と契約することが可能となります。

- 見積競争・・・・・・・・・・地方自治法によると、入札を行わないものは随意契約となりますが、複数の見積を徴取することにより入札と同等の競争を実施しています。

- 電子入札

国立市では、入札等における透明性・公正性・競争性の向上、入札契約事務の効率化、入札参加者の利便性向上を図り、より適正な契約事務運用を行うため、平成27年4月より東京都内約50自治体により運営する東京電子自治体共同運営に加入し、平成28年4月1日より電子入札を開始しました。

現在は、競争入札及び見積競争について、インターネットを通じて電子入札により実施しています。

- 郵便入札

工事請負契約のうち、価格が1,000万円以上となる契約で電子入札によらず入札を実施するものについては、一般書留または簡易書留の郵便を利用した入札方法を実施しています。設計図書及び仕様書の時間差による配布とともに、入札前の参加者同士の接触を制限するための方法です。

郵便入札制度は、平成19年度から競争性、透明性を高めるために導入しました。

- 長期継続契約

市の契約は、予算がなければ締結できないことから、継続性のある契約についても、原則として1年度ごとに行っています。この原則の例外として、地方自治法上で長期継続契約の制度が設けられています。長期継続契約制度は、物品の借入れと役務の提供を受ける契約に適用され、自治体が条例を制定し、その条例の範囲内で複数年の契約締結が可能となります。これにより、性質上複数年契約の望ましいリース契約などを適切に締結することができます。

国立市では、平成20年度から、条例を制定し、リース契約やこれに伴う保守管理契約を複数年契約しています。

- プロポーザル方式による契約

高度で専門的な技術力を必要とする契約などは、価格による競争のみでなく、企画・提案により、より効率的な事業の実施、品質の更なる向上や創造性の評価などを求めることが望ましいと考えられます。

今後、このような契約が増加していく傾向にあると予想されますので、市では、主に業務委託を対象とし、平成22年12月に「国立市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインでは、統一的な考え方や実施手順を規定しており、競争性、公正性及び透明性並びに価格面での妥当性を確保しつつ、より良い契約の締結を目指しています。

2. 適正な履行、下請契約の適正化を確保するための制度

契約を締結した後は、その適正な履行の確保が大切になります。市では、履行の確保や品質の確保のための制度をいくつか設けています。

・公共工事前金払

請負契約は、工事等が完成したことをもってその代金を支払う契約です。しかし、その過程では、材料費や下請業者への支払代金などが発生します。そのため、市の発注する公共工事及び工事に伴う業務委託では、請負者の資金調達の方法として一定割合の工事代金等を契約締結後に支払う制度を設けています。この制度を活用することにより、下請代金や賃金の支払いが適切な時期に実施されることが期待されます。

現在は、契約金額が50万円以上の工事請負契約及び工事に係る設計、調査及び測量が前払金の対象となっています。支払金額は、工事請負契約は契約金額の4割、設計等は3割で、上限が1億円です。

また、平成28年3月より、公共工事中間前金払制度を導入しました。中間前金払は、前金払の支払いを前提として、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていることなどを条件に、工事請負金額の2割を支払う制度で、工事請負契約を対象としています。

なお、制度の詳細については契約係にお尋ねください。

・下請契約における代金支払いの適正化

工事請負契約の請負者に対して、適正な下請契約の締結、下請代金を速やかな支払い、労働者のための建設業退職金制度の積極的活用、地元労働者や地元建設業者の活用、安全管理の徹底などを通知文の配布により指導しています。

・工事成績評定

工事の品質確保や施工業者育成の観点から、工事成績評定を実施しています。工事を施工する際の体制・手順や技術力、完成時の出来ばえなどを点数化し、評価を行います。

・国立市優良工事表彰制度

建設業者の施工意欲や技術の向上を図り、公共工事の品質確保に資するため、優良工事表彰制度を実施しています。

表彰する年度の前年度中に完了した工事のうち、国立市工事成績評定基準に基づく工事成績評定点が85点以上のものを「優良工事」として表彰します。

詳細については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/soshiki/Dept02/Div01/Sec02/gyomu/0215/0215/koujigyousha/1636345534674.html>

- **最低制限価格制度**

入札は、価格競争により契約者を決定しますが、著しく低い価格での応札は、適正な履行がなされないおそれがあり、下請業者や労働者へのしわ寄せが発生することも懸念されます。そのため、入札の予定価格に対して、一定の割合に届かない応札者は落札者となることができないこととしています。

最低制限価格の設定は、工事請負契約で 1,000 万円以上、委託契約で 500 万円以上の場合に 10 分の 9 から 10 分の 7 までの範囲内で設定しています。最低制限価格制度の適切な運用によって、ダンピングのない適正価格での競争を目指しています。

詳細については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/soshiki/Dept02/Div01/Sec02/gyomu/O215/O215/nyusatsukeiyaku/1490333979313.html>

- **総合評価方式**

平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の発注者には、価格と品質が総合的に優れた調達を行うことにより、品質確保の促進を図ることが求められています。

国立市では、平成 24 年度から、従来の価格による競争に加えて、事業者の技術力や施工能力を評価し落札者を決定することにより、高い技術力を有し地域の発展に積極的な事業者が成長できる環境を作り、一層の品質確保を図ることを目的として、価格及び施工能力等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を試行的に導入してまいりました。試行により、本制度には公共工事の品質向上に効果があることが認められたため、令和 2 年 4 月 1 日より本格導入することといたします。

実施方法は、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績などの定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する「市区町村向け簡易型（特別簡易型）」とし、対象は設計金額が 3,000 万円以上の工事から選定します。

また、落札者の決定方法は入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内であるもののうち、評価値（評価値＝価格点＋技術点）の最も高いものとしします。

- **国立市建設工事共同企業体取扱要領**

国立市が発注する建設工事の制限付き一般競争入札において、適正な競争及び施工の確保並びに中小企業者の技術の向上及び受注機会の増大を図るため、建設工事を特定建設工事共同企業体により施工する場合の取扱いについて、必要な事項を定める国立市建設工事共同企業体取扱要領を制定し、令和 4 年 4 月 1 日より導入しました。

- **国立市電力の調達に係る環境配慮方針及び電力供給契約**

国立市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達

契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的として、平成23年9月に策定しました。この方針は、国立市の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用することとされています。

また、電力の調達については、環境配慮方針による一定以上の評価の者を対象として競争入札を行う裾切り方式により、契約相手を決定しております。